ただきたいと思います。 断基準として覚えておいてい いて関与出来るかどうかの判

(3)

判決=管理費回収ではな

(次号に続く)

マンション問題何でも法律一一〇番!」止 管理組合が出来ること、 出来ないこと

弁護士 小林美智子

区分所有等に関する法律第3 理を行うための団体(建物の 条)です。 にその敷地及び附属施設の管 員を構成員とする、建物並び 管理組合は、区分所有者全 管理組合の役割と権限

から生じた利益を収取する 部分の負担に任じ、共用部分 限りその持分に応じて、共用 るとされており、各共有者 は、規約に別段の定めがない は、集会の決議で決するか 共用部分の管理に関する事項 員の共有に属するものとし、 (同法19条) とされています。 (同法18条1項)、規約で定め 従って管理組合は、この管 共用部分は、区分所有者全

> 2 立金) 管理費 (管理費、 修繕積

ます。 積立金を請求する根拠となり 組合の組合員に管理費、 もその旨の規定があり、管理 の定め或いは、総会決議によ 来る。具体的な金額は、規約 合員に負担を求めることが出 いう活動に必要な費用を各組 の敷地及び附属施設の管理と るとされており、管理規約に 管理組合は、建物並びにそ 修繕

訴訟手続きをする当事者は

(1)場合 管理費の滞納が発生した

す。また、管理費、 ような対応も不可能だからで ますが、放置しているうちに 金に少しずつ上乗せして支払 ば、毎月の管理費、修繕積立 大変になります。 多額になってしまったらその ってもらうという対応も出来 くなればなるほど支払う側も しないことです。金額が大き 大切なことは、長期間放置 小額なら 修繕積立

限を有するが、それ以外のも 理に関する行為については権

のについては権限がないの

組合員との間の問題につ

の翌日から5年間で消滅時効 ります。 かかることになりますの その点注意する必要があ

い場合 訴訟する権限は、 裁判をしなければならな 理事会の

じた手続きを取ってくださ あるので、確認してそれに応 合の総会決議を要する場合が 判断で出来る場合と、 、管理組

合だけです。 額が140万円を超えない場 ることができるのは、 簡易裁判所に訴訟手続きを取 という違いがありますから、 の許可があれば誰でもなれる せんが、簡易裁判所は裁判所 場合には、代理人を立てる必 判所で手続きを進められる場 理事長ですから、理事長が裁 してください。基本的には、 請求手続きを取る時には注意 弁護士以外は代理人になれま 要があります。地方裁判所は 事長が裁判所に出頭できない 合には問題ないのですが、理

ません。

金はその弁済を請求できる日 訴訟手続きを経て判決をも

出来ない場合があるかもしれ 務先も不明という場合)に いて、余剰価値がないし、 す。管理組合として資産が把 らったとしても、それだけで とになります。それでも回収 続きという手段も検討するこ は、最終的には、財産開示手 所有権に抵当権が設定されて の把握が出来ない場合 をすることになります。 資産に対して強制執行手続き 握できている場合には、その 執行ができるにすぎないので ん。この判決に基づいて強制 は自動的に管理費回収が出来 るというわけではありませ (区分 資産

ていた管理費、修繕積立金 が、区分所有法でも、滞納 と思われるかもしれません ださい できますから、将来的にその は、区分所有権を売買で取得 回収する手段として考えてく ようになった場合にきちんと した第三者に対しても請求が 訴訟したのに、意味がない

社団法人 高層住宅管理業協会 正会員

餇 E 式

東京都千代田区神田須田町1-7 電話番号 03-3252-7367 FAX番号 03-3255-2287